

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、令和6年度分の個人住民税について定額減税が実施されることとなりました。

減税額

減税額は次の合計額です。ただし、その合計額が所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします。

●納税者本人：1万円

●控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)：1人につき1万円

※合計所得金額が1,000万円を超える納税者の配偶者(国外居住者を除く)については、令和7年度分の所得割の額から1万円を減税。

対象者

令和5年中の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下で、所得割の納税者であること。

その他

- ・定額減税は他の税額控除の額を控除した後の所得割額から減税します。
- ・均等割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割からは減税されません。
- ・各種税額控除を適用後の所得割額がない場合、定額減税はありません。
- ・ふるさと納税に係る特例控除額の限度額を計算する際に用いる所得割額は、定額減税前の額とします。
- ・所得税(国税)の定額減税については国税庁ホームページをご覧ください。

☎ 税務課 ☎ 32-1103

町税などの期限内納付にご協力ください！

町税などは、私たちの暮らしを支える様々な施策の貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。町税などを納め忘れると「滞納」となり、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることになりますので、必ず納期限までに納付してください。

※参考 令和5年 差押件数54件 約620万円

■納期限を経過すると・・・

【督促状や延滞金について】

法律の定めによって、納期限から20日以内に督促状が発送されます。また、納期限の翌日からは、滞納する本税などが完納するまでの間、延滞金が増加され、納付が遅れるほど増額します。

【納期限後の納付について】

納期限を経過した納付書を使用した場合、納付日までに加算された延滞金について、別途納付書を発行しますので、早めにご連絡ください。※電話や文書などで催告を行う場合があります。

なお、延滞金も法令などにより納付が義務付けられており、延滞金だけが未納の場合でも、滞納処分の対象となります。

☎ 税務課 徴収推進室 ☎ 32-5091

50歳代以上の方向け！ 終活マネー講座
人生100年時代のセカンドライフに向けて ～日常生活費の見直し～

○高齢者の増加と少子化の進展
○終活全体像と備えておきたい4つのポイント
○老後の必要資金・将来の年金計算
○日常生活費の見直しポイント 等

日時：6月22日(土) 13:30～15:00
場所：(株)オフィス養老(石畑299) 参加費：無料

※参加者の方には【エンディングノート】をプレゼント！

保険と資産形成の生涯パートナー
(株)オフィス養老

申込「要予約」定員になり次第締め切らせて頂きます。
☎ 0584-34-0008

安心と信頼の葬儀で大切な人をお送りします
養老町 斎苑 **清華苑の家族葬**

無料事前相談・無料事前見積り承ります。
☎ 0120-356039

公営斎場において2,500件以上施行させていただいております。安心しておまかせ下さい。

24時間営業
年中無休

株式会社 境葬祭

安八郡輪之内町大蔵2213 境葬祭